


台東区 区有施設地球温暖化対策推進実行計画 (第六次計画)



台東区役所本庁舎屋上

令和6年3月

 台東区

目 次

第1章 計画策定の趣旨.....	1
第2章 本計画の位置付け.....	1
第3章 第五次計画の進捗状況等.....	2
1 第五次計画の概要.....	2
2 第五次計画の進捗状況.....	2
第4章 第六次計画の概要.....	6
1 計画期間.....	6
2 対象範囲.....	6
3 削減目標.....	6
第5章 具体的な取組内容.....	11
1 各エネルギー・用紙・ごみの削減に係る環境配慮行動.....	11
2 物品の購入に係る環境配慮行動.....	14
3 建設・土木工事等に係る環境配慮行動.....	15
4 公共施設整備に係る環境配慮行動.....	17
5 その他の取組.....	20
第6章 計画の進行管理.....	21
1 推進体制.....	21
2 進捗の管理・点検・評価.....	21
3 点検結果の公表.....	21
4 職員への普及啓発.....	21
参考資料.....	22

第1章 計画策定の趣旨

台東区（以下、「本区」という）では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」という）に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」にあたる「台東区地球温暖化対策推進実行計画（第一次～第三次計画）」（平成12年度～平成27年度）を策定し、区有施設の省エネ・省資源、廃棄物の減量等を推進し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んできた。

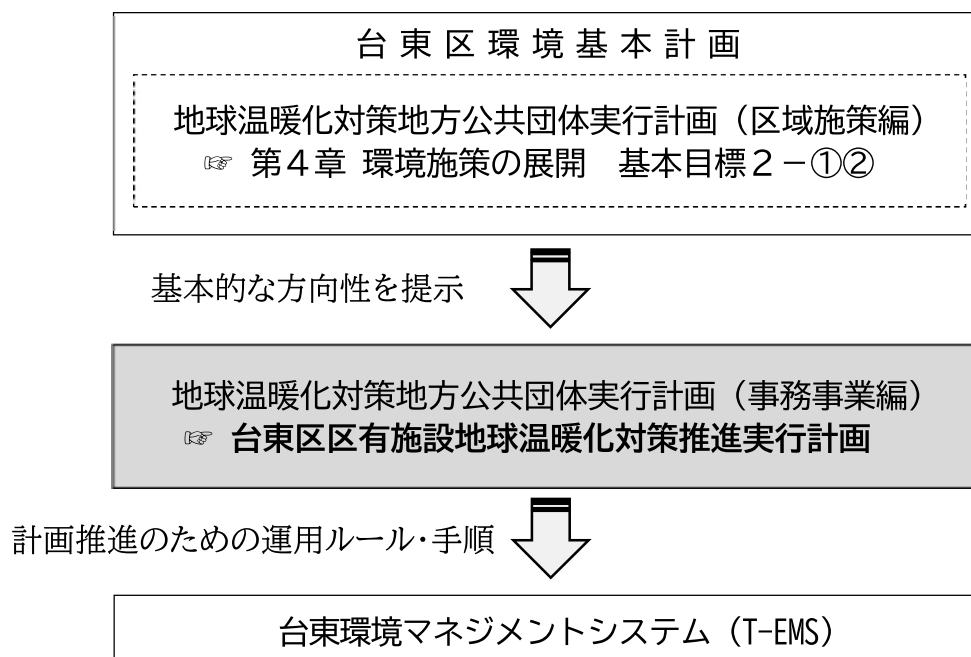
また、第四次計画（平成28年度～令和元年度）からは、区の事務事業を対象としていることを明確にするため、「台東区区有施設地球温暖化対策推進実行計画」に名称を変更し、現在も第五次計画（令和2年度～令和6年度）において、環境に配慮した取組を継続して推進しているところである。

一方、国においては、令和3年5月に温対法が改正され、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする目標が明記された。

こうした状況を踏まえ、本区では令和2年3月に策定した、区全体を対象範囲とする「台東区環境基本計画」の改定と合わせて、「台東区区有施設地球温暖化対策推進実行計画（第六次計画）」（令和6年度～令和12（2030）年度）の策定を1年前倒して行い、国や都の政策と協調を図りながら、脱炭素社会に向けた取組を一層推進していく。

第2章 本計画の位置付け

本計画は「台東区環境基本計画」を上位計画とし、温対法の第21条第1項に基づく「地方公共団体実行計画」の事務事業編として、区の事務及び事業における温室効果ガスの排出量の削減等について定めるものである。



第3章 第五次計画の進捗状況等

1 第五次計画の概要

(1) 計画期間

令和2年度から令和6年度まで（5年間）

(2) 対象施設

区及び指定管理者が管理する区有施設

(3) 削減目標

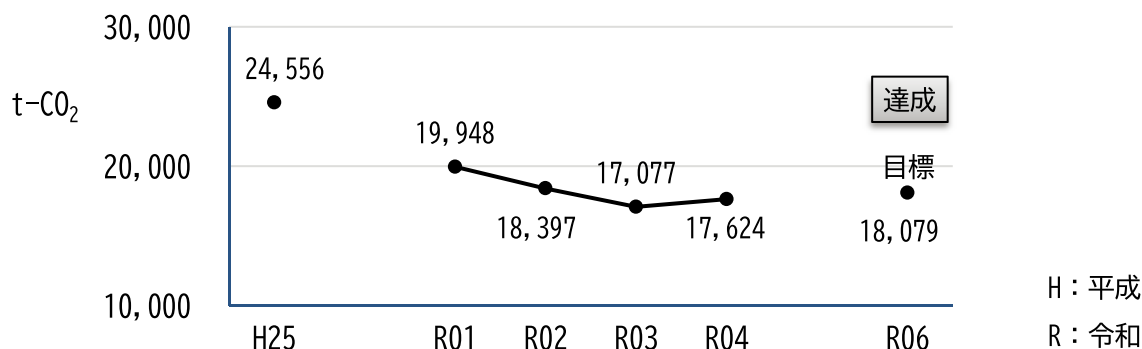
平成25年度を基準年として、令和6年度までに温室効果ガス排出量を26%以上削減することを目標とし、職員一人ひとりの省資源・省エネルギー行動、施設の省エネ化などを推進している。

また、その目標達成のため、温室効果ガス排出の要因となる電気、ガス、ガソリン等の使用量に加え、水や用紙の使用量及びごみの排出量について、個別目標を設定している。

	種 別	削減目標
温室効果ガス 排出量	二酸化炭素（CO ₂ ） 〔 温対法の対象とする7つの温室効果ガスのうち、排出量の9割以上を占めているCO ₂ を削減対象とする。〕	26%以上
エネルギー等 使用量	電 気	20%以上
	ガ ス	4%以上
	ガソリン等車両用燃料	12%以上
	水	8%以上
	用 紙	4%以上
	ご み	16%以上

2 第五次計画の進捗状況

(1) 温室効果ガス（CO₂）排出量

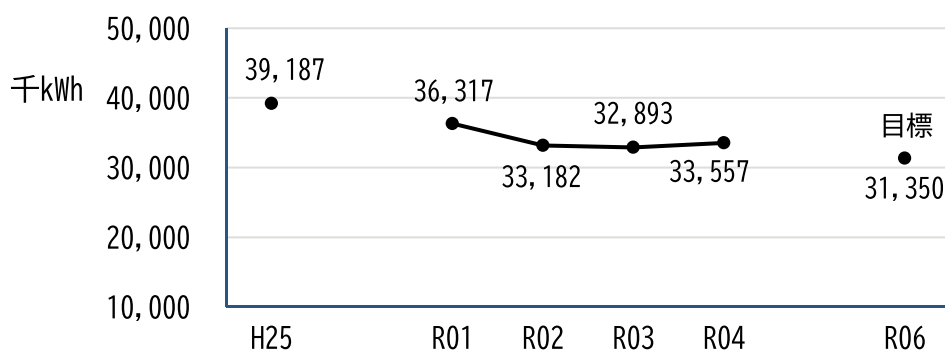


令和4年度のCO₂排出量は17,624t-CO₂となり、基準年度（平成25年度）比で

約 28.2%減少している。これは、節電の取組や改修工事に伴う空調・照明など省エネ設備の導入効果に加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止による施設の休館や事業縮小の影響があったものと考えられるため、既に目標を達成しているものの、引き続き取組を進めていく必要がある。

(2) エネルギー等使用量

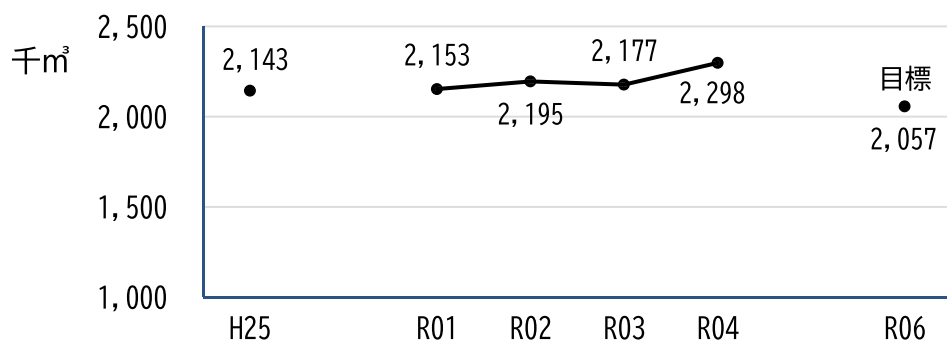
① 電気使用量



電気使用量については、令和4年度で 33,556,779kWh となり、基準年度（平成25年度）比で約 14.4%減少している。

施設の省電力型照明の整備や大規模改修による環境性能の向上等により削減を進めているが、電気使用量は温室効果ガス発生の最大の要因であり、区有施設におけるCO₂排出量の約7割を占めているため、今後もさらなる削減に取り組む必要がある。

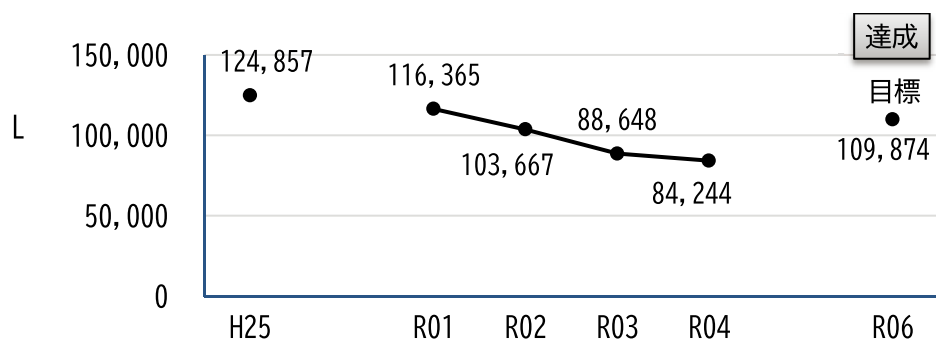
② ガス使用量



ガス使用量については、令和4年度で 2,297,877 m³となり、基準年度（平成25年度）比で約 7.2%増加している。本庁舎など空調設備にガスを使っている施設が多く、また近年の気候変動に伴う気温上昇などにより利用が増えたため、まだ目標は未達成の状況である。

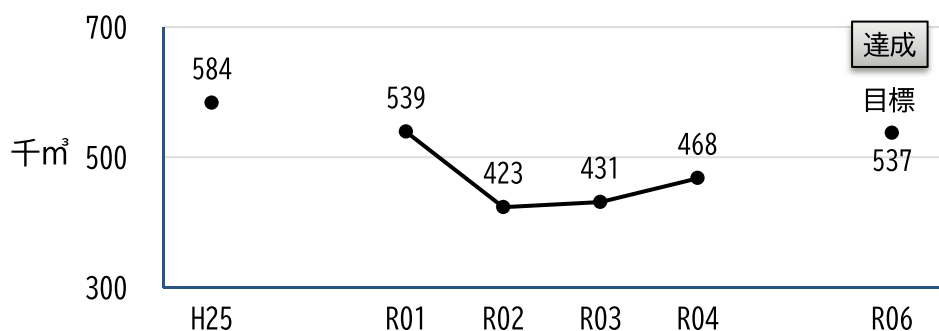
猛暑などの影響により、空調設備の利用も増加しており厳しい状況だが、今後も可能な限り使用量を削減するよう努める必要がある。

③ ガソリン等車両用燃料使用量



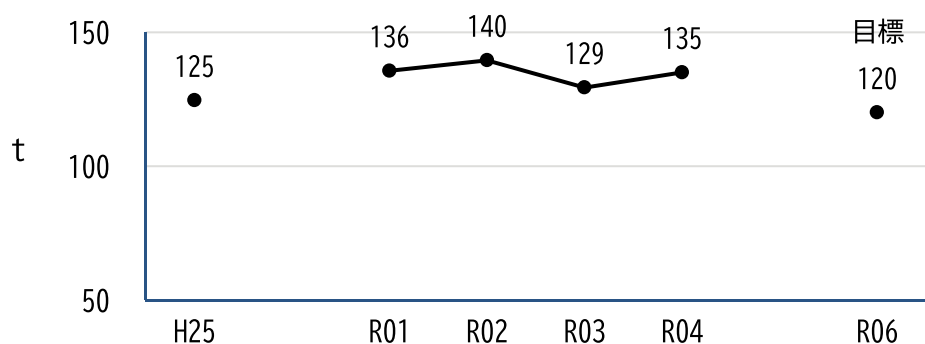
ガソリン等車両用燃料使用量については、令和4年度で84,244Lとなり、基準年度（平成25年度）比で約32.5%減少した。既に目標を達成している状況であるが、新型コロナウイルス感染症拡大防止による高齢者・障害者施設のデイサービス休止等による送迎車両の使用減が理由とも考えられるため、引き続きエコドライブ等の取組を進め、使用量の削減に努めることが大切である。

④ 水使用量



水使用量については、令和4年度で467,873 m³となり、基準年度（平成25年度）比で約19.8%減少している。既に目標を達成しているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止による施設の休館等の影響があったものとも考えられるため、引き続き節水に取り組んでいく必要がある。

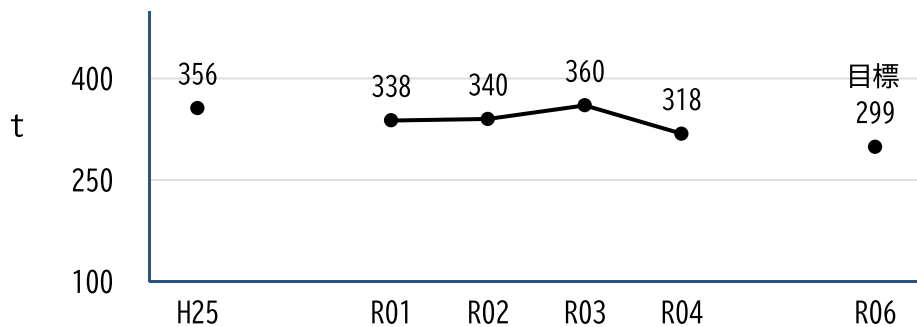
⑤ 用紙使用量



用紙使用量については、令和4年度で135.014tとなり、基準年度（平成

25年度)比で8.4%増加している。電子決裁やペーパーレス会議を進めているものの、令和4年度は各種計画策定などの事業実施に伴い増加したと考えられる。引き続き、電子決裁やペーパーレス会議などの取組を推進する必要がある。

⑥ ごみ排出量



ごみ排出量については、令和4年度で318.341tとなり、基準年度（平成25年度）比で約10.6%減少しているものの目標には達していない状況である。今後も、ごみの発生抑制や資源循環による更なるごみの減量に取り組む必要がある。

第4章 第六次計画の概要

1 計画期間

令和6年度から令和12（2030）年度まで（7年間）とする。

なお、台東区環境基本計画との整合を図るため、1年前倒して策定し、計画の期間も同様とする。

2 対象範囲

区及び指定管理者が管理する区有施設とする。

詳細は、資料2「対象施設一覧」のとおり。

3 削減目標

（1）目標設定の考え方

国は、令和32（2050）年に温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを掲げ、「地球温暖化対策計画（令和3年10月閣議決定）」において、同排出量を令和12（2030）年度に平成25年度比46%削減を目指すこと、また50%削減に向け挑戦を続けることを表明した。さらに、地方公共団体の施設管理も含めた事務事業が属する「業務その他部門」については、特に51%の削減目標を設定している。

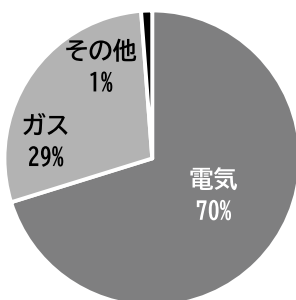
したがって、本区の第六次計画も国の方針に沿い、本計画の最終年度である令和12（2030）年における温室効果ガス排出量（※₁）の削減目標を51%と定める。

各エネルギーの個別削減目標については、CO₂排出量全体の約7割を占めている電気（※₂）は目標を高く設定し、全体削減目標から逆算し37%以上とした。

なお、ガス、水、用紙の使用量及びごみ排出量については、近年の猛暑等による空調利用実績やそれぞれの削減状況を踏まえ、第五次計画の削減目標を継続する。

※₁ 第五次計画に引き続き、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の対象とする7つの温室効果ガスのうち、排出量の約9割を占めているCO₂を削減対象とする。

※₂ CO₂排出量に占めるエネルギー種別排出量構成比（令和4年度）



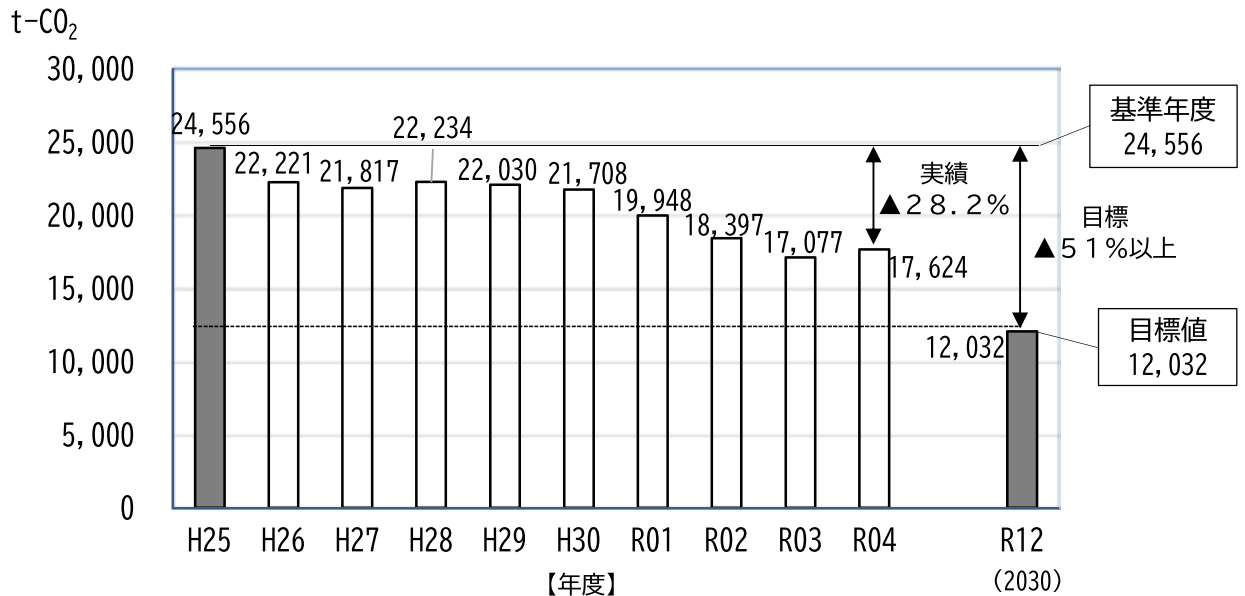
(2) 温室効果ガス (CO₂) 排出量

【基準年】 平成25 (2013) 年度	【目標年】 令和12 (2030) 年度
24,556 t-CO ₂	12,032 t-CO ₂
(内訳)	(内訳)
区が直接管理する施設 16,556 t-CO ₂	区が直接管理する施設 8,112 t-CO ₂
指定管理施設等 8,000 t-CO ₂	指定管理施設等 3,920 t-CO ₂

51%
以上削減

令和4年度のCO₂排出量の実績は17,624t-CO₂であり、基準年(平成25年)より約28.2%削減した。

令和12(2030)年度の目標12,032t-CO₂の達成のため、今後さらに5,592t-CO₂、約22.8%以上の削減を目指すこととする。



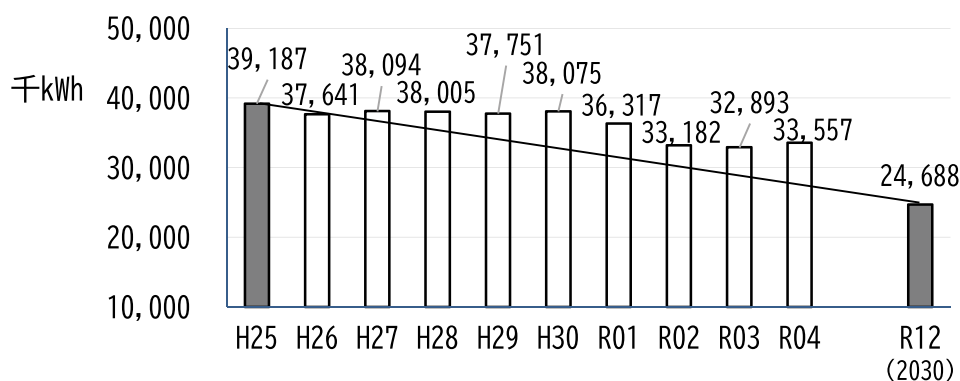
(3) エネルギー等使用量

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するために、令和12(2030)年度までに、エネルギー等使用量について次の個別目標を設定する。

① 電気使用量

【基準年】 平成25 (2013) 年度	【目標年】 令和12 (2030) 年度
39,187,000kwh	24,687,810kwh

37%以上
削減

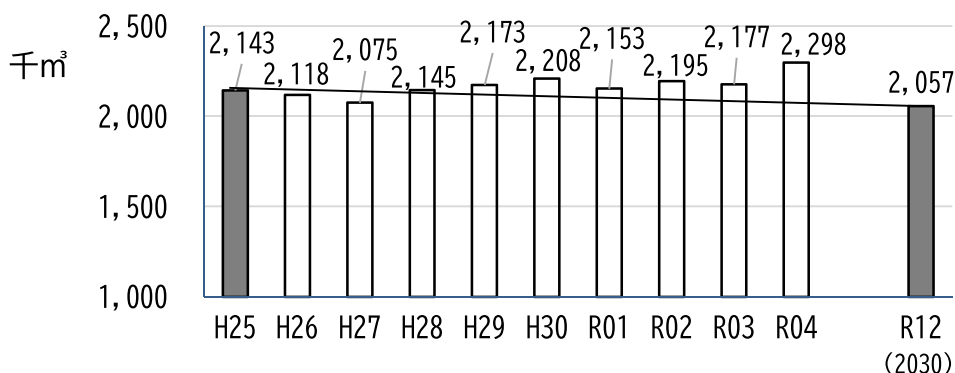


区有施設におけるCO₂排出量の約7割が電気の使用によるものとなっているため、国の削減目標達成のために、平成25年度を基準として、令和12(2030)年度までに37%以上の削減を目指す。

② ガス使用量

【基準年】 平成25(2013)年度	【目標年】 令和12(2030)年度
2,143,052 m ³	2,057,329 m ³

4%以上削減

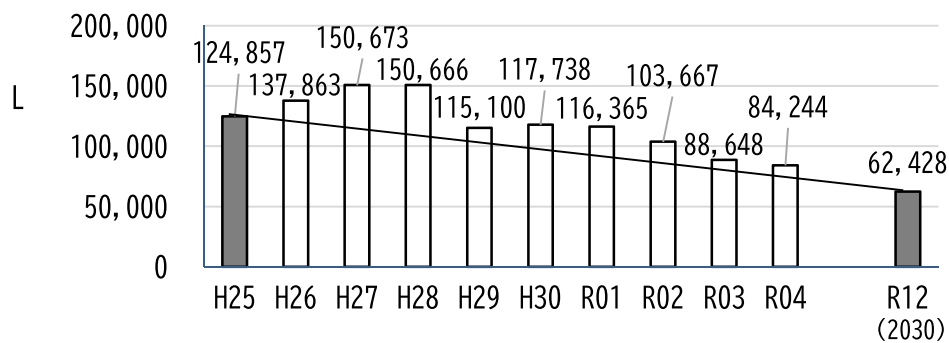


ガスの使用については、CO₂排出量の約3割を占めている。近年の猛暑などの影響から、施設の空調設備の利用も増加しており厳しい状況であるが、平成25年度を基準として、令和12(2030)年度までに4%以上の削減を目指す。

③ ガソリン等車両用燃料使用量

【基準年】 平成25(2013)年度	【目標年】 令和12(2030)年度
124,857ℓ	62,428ℓ

50%以上削減

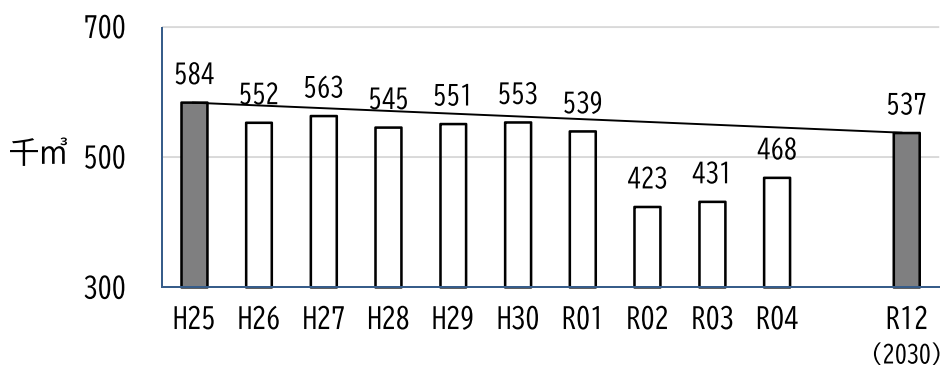


ガソリン等車両用燃料の使用量については、低公害車を基本として電気自動車、燃料電池車も導入しているが、施設等で使用する特殊車両も多い。今後も、事業の用途に合わせ環境に配慮した車両の導入を進め、平成25年度を基準として、令和12(2030)年度までに50%以上の削減を目指す。

④ 水使用量

【基準年】 平成25(2013)年度	【目標年】 令和12(2030)年度
583,626 m ³	536,935 m ³

8%以上削減

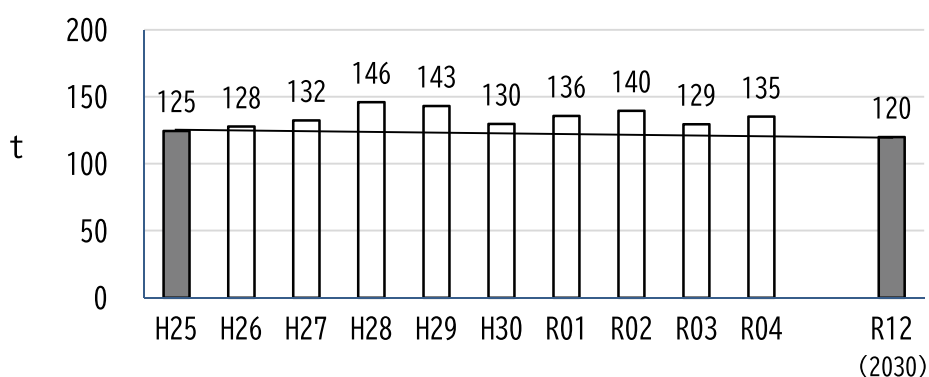


水使用量は減少傾向にあり既に目標を達成しているが、引き続き使用の抑制に努め、平成25年度を基準として、令和12(2030)年度までに8%以上の削減を目指す。

⑤ 用紙使用量

【基準年】 平成25(2013)年度	【目標年】 令和12(2030)年度
124,551kg	119,568kg

4%以上削減

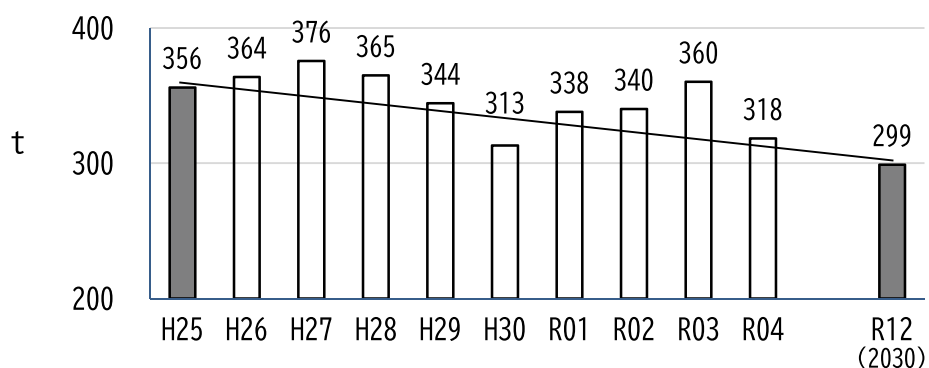


用紙については、電子決裁やペーパーレス会議の取組を一層進め、平成25年度を基準として、令和12(2030)年度までに4%以上の削減を目指す。

⑥ ごみ排出量

【基準年】 平成25(2013)年度	【目標年】 令和12(2030)年度
356,087kg	299,113kg

16%以上削減



ごみ排出量については、更なるごみの発生抑制や資源循環によるごみの減量を進め、平成25年度を基準として、令和12(2030)年度までに16%以上の削減を目指す。

※ ごみ排出量については、指定管理者施設の令和元年度以前のデータが不足しているため、目標設定において指定管理者施設を除外している。

第5章 具体的な取組内容

1 各エネルギー・用紙・ごみの削減に係る環境配慮行動

各職員・施設等管理者の環境配慮行動にあたっては、電気やガスのエネルギー使用量の抑制など、温室効果ガスを削減する取組を進める。

(1) 電気使用量抑制のための行動

	取組の要旨	具体的な行動（●は施設等管理者、○は全職員の行動）
1	使用量の把握・管理	● 定期的に使用量を把握・記録し、見える化する。(毎月・年間)
2	DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進	○ 【新規】AIやRPAなどを積極的に活用し、業務の効率化を進める。
		○ 【新規】テレワークを積極的に活用する。
3	エネルギー消費効率の高い製品の購入・買い替え	● 蛍光灯、水銀灯、白熱電球は逐次LEDへ切り替える。
		● パソコン・プリンター等のOA機器の新規購入・買い替えにあたっては、エネルギー効率の高い製品を選択する。(国際エネルギースタープログラム適合製品)
		● エアコン、照明器具、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫の新規購入・買い替えにあたっては、エネルギー効率の高い製品を選択する。(省エネラベリング製品)
4	照明機器の管理	● 支障のない範囲で照明点灯箇所を削減する。
		● 施設の性格に応じて、ライトアップは必要最小限に止める。
		● 【新規】階段灯やトイレ等は、人感センサータイプの導入を検討する。
		○ 【新規】十分な明るさが確保できる場合は、窓側の照明を消灯する。
		○ 給湯室やトイレは、使用時以外消灯する。
		○ 昼休み・窓口対応時間外は、支障のない範囲で消灯する。
		○ 残業する場合は必要な箇所のみ点灯し、その他の場所は消灯する。
5	事務機器の省エネ管理	○ 【充実】退庁時など長時間使用しないときは、タップ付きコンセントの導入を促進し、待機中も電力を消費するパソコン等の電化製品の主電源を切る。
		○ 節電待機モード機能付電気器具は、こまめな切替えを行う。
		○ 昼休み等不要なときは、パソコン・プリンターの電源を切る。
		○ 【新規】モニターディスプレイの輝度を支障のない範囲まで下げる。

6	空調機器の管理	●	冷暖房温度を適切に設定する。 (室内温の目安 夏28℃、冬20℃)
		●	点検やフィルター等の清掃を適切に実施する。補修が必要な場合は早期に行う。
		●	屋外や空調をしていない場所へ通じるドアは、開放しない。
		●	【新規】区民館等の施設管理者は、利用者に使用量抑制を促す。
		○	ブラインドやカーテンを併用し、空調を効率的に利用する。
		○	【新規】サーキュレータや扇風機は季節によって向きを変え、効率よく使用する。
7	エレベーターの使用抑制	●	利用者数や利用時間に応じた適切な運転を行う。
		○	なるべく階段を利用し、エレベーターの利用を控える。 (2アップ・3ダウンの実践)
8	その他	●	【新規】暖房便座、手洗いの温水は春～秋は停止する。
		●	【新規】区有施設の案内表示等は、支障のない範囲で夜間消灯する。
		○	【新規】ノー残業デー・一斉定時退庁を遵守する。

(2) ガス使用量抑制のための行動

	取組の要旨	具体的な行動 (●は施設等管理者、○は全職員の行動)
1	使用量の把握・管理	● 定期的に使用量を把握・記録し、見える化する。(毎月・年間)
2	ガス機器等の効率的な使用	● ガス機器の空気口や排気口の点検・調整をする。
		○ 給湯設定温度を適切に調節する。
		○ 沸かしすぎに注意し、使用後は元栓を締める。
3	空調機器の管理 (ガスヒートポンプの場合)	● (1) 6と同様

(3) 公用車の使用にあたっての環境配慮

	取組の要旨	具体的な行動 (●は施設等管理者、○は全職員の行動)
1	燃料使用量等の把握・管理	○ 定期的に走行距離・燃料消費量を把握・記録し、見える化する。 (毎月・年間)
2	公用車利用の抑制	○ 自転車や公共交通機関が利用可能な距離・時間帯の場合は、できる限りこれらの手段を用いる。
		○ 業務上可能な場合は、相乗りを励行する。

3	エコドライブの徹底	●	定期的にタイヤ空気圧調整、黒煙排出状況の点検をする。
		●	運転者に「エコドライブ10のすすめ」を推進する。
		○	必要のない荷物を車に積んだままで走行しない。
		○	急発進・急加速・空ぶかしを抑制する。
		○	経済速度で走行する。 (一般道路は時速40km、高速道路は時速80km)
		○	駐停車中はアイドリング・ストップを行う。
4	環境に配慮した車両の購入	●	買い替え・再リースの際は、電気自動車や燃料電池車など環境に配慮した車両を導入するよう努める。

(4) 水使用量抑制のための行動

	取組の要旨	具体的な行動 (●は施設等管理者、○は全職員の行動)
1	使用量の把握・管理	● 定期的に使用量を把握・記録し、見える化する。(毎月・年間)
2	日常的な節水の励行	● 節水の張り紙などを掲示し、注意を喚起する。
		● 使用に支障がない適切な水圧に調節する。
		● 定期的な水漏れ点検を実施する。
		● 【新規】区民館等の施設管理者は、利用者に使用量抑制を促す。
		○ こまめな蛇口の開閉、確実な栓締めなど日常的な節水に努める。
○ 洗車や水撒きは雨水などを使用し、節水に努める。		
3	節水型製品の導入	● 節水コマや自動水栓などの節水器具の導入を進める。
		● 耐用年数等を考慮し、節水型トイレの導入や水槽タンクの容量縮小、節水フラッシュバルブの使用に努める。
		● トイレに擬音装置の導入を進める。

(5) 用紙使用量抑制のための行動

	取組の要旨	具体的な行動 (●は施設等管理者、○は全職員の行動)
1	両面コピーの徹底	○ 用紙類の使用にあたっては両面印刷、両面コピーを原則とする。 (白色部分が多いものは、試し刷りやメモ用紙として使うなど、両面使用を徹底する)
2	裏面利用の徹底	○ ミスプリントした用紙や掲示期間の過ぎたチラシなどは、裏面印刷に使用する。(ただし、裏面印刷に適さない場合を除く)
3	送付文の簡略化	○ 簡易な文書(送り状や印刷物送付の際に添付する事務連絡など)は簡略化する。
		○ 文書による回答を依頼する場合、回答様式にあらかじめ送付先欄等を設けるなど、紙の使用量を増やさないように工夫する。
4	使用する用紙の適切な選択	○ 紙厚や紙質など過剰な品質の物を用いない。

5	DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進	●	【新規】電子決裁システム未導入の職場においては、可能な限り電子決裁システムを導入する。
		○	事務連絡は、可能な限り文書を電子化し、電子媒体による情報交換を進める。
		○	庁内会議の資料は、可能な限り紙を使わず電子データを用いる。
6	本来の目的に合わせた封筒の使用	○	封筒は郵送用、機密保持用とする。 （原則として、会議の資料入れ等には用いない）
7	封筒の再使用	○	交換便には使用済みの封筒を利用する。

（6）ごみ減量のための行動

	取組の要旨	具体的な行動（●は施設等管理者、○は全職員の行動）	
1	外部からの持ち込み量の抑制	○	他の官公庁、団体等からのポスター、リーフレット等の送付については所要量を超えた受入れをしないように努める。
		○	業者が配布するチラシ等については、原則として課あるいは事業所に1部とし、組織内で回覧等をする。
2	生ごみの抑制	○	食材は所要数量を計画的に購入する。
		○	食品廃棄物（食品ロス）が生じないよう工夫する。
3	プラスチック容器やレジ袋の持ち込みの自粛	●	弁当等の販売業者の受入れは、リユース容器使用を前提とする。
		●	【新規】マイボトル用給水器を設置し、利用促進を図る。
		○	【新規】区主催の会議では、カートカン（紙製容器）の利用等により、可能な限りペットボトル飲料を提供しない。
		○	可能な限りプラスチック容器やレジ袋を持込まない。
4	マイバッグの使用	○	マイバッグを持参し、レジ袋を断る。
5	マイ箸の使用	○	割り箸を使用せず、マイ箸を使用する。
6	マイボトルの使用	○	マイボトルを持参し、ペットボトル飲料の購入を抑制する。
7	分別の徹底	●	【充実】来庁者用のごみ箱も、可燃・不燃・プラスチック等の別を明示する。
		○	廃棄をする際に、リサイクル可能なものについては分別を徹底する。
8	リユースの推進	○	廃棄をする前に他の活用方法を検討する。
9	イベント時のごみ抑制	○	イベントの開催や後援・協力をするときには、「台東区イベントごみ減量マニュアル」等を活用し、チラシやホームページ、会場などで参加者へごみの持ち帰り・分別等を呼びかける。

2 物品の購入に係る環境配慮行動

各課・施設等にて消耗品や備品の購入にあたっては、グリーン購入法に基づいて、

適合製品や環境負荷の少ない製品を購入する。

	取組の要旨	具体的な行動
1	用紙類の購入	紙製品の購入にあたっては、古紙配合率の高い製品の購入に努める。
		印刷物は古紙配合率が高いものの使用に努め、可能な限り古紙配合率を表示する。
		紙製品の購入にあたっては、白色度のなるべく低い製品の購入に努める。
2	グリーン購入の推進	物品の購入にあたっては、エコマーク、グリーンマークの認定製品を優先して購入する。
		用品指定品目におけるグリーン調達を拡大する。
		詰め替え、補充・交換が可能な製品を選択する。
		部品交換や修理が簡単なもの、長期間の使用が可能な製品を選択する。
		再生できる素材、または再生材を使用した製品を選択する。
		使用后、リサイクルが可能な製品を選択する。
		廃棄の際の処理や処分が簡単な製品を選択する。
		製品自体を過剰包装していないものを選択する。
作られてから廃棄されるまでの過程で、なるべく環境に負荷をかけない製品を選択する。		
3	プラスチック製品の購入の抑制	プラスチック製品は代替品を選び、支障のない限り購入しない。
		プラスチック製品を購入する際は、再生プラスチック素材が使われているものを選ぶ。また、再利用・再使用が可能なものを選ぶ。
4	環境に配慮した啓発品の購入	区民・事業者等を対象にした啓発品を購入する際は、環境に配慮した製品を選ぶ。

3 建設・土木工事等に係る環境配慮行動

区が建設・土木工事等（委託工事等を含む）を実施するにあたっては、東京都建設リサイクルガイドライン等に基づいて、緑化などの自然環境の保全、省資源・省エネルギーの推進、資源の再利用など環境への負荷を低減する取組を進める。

(1) 建設副産物対策

	取組の要旨	具体的な行動
1	再生資源化の促進	アスファルト塊、コンクリート塊、建設発生木材、剪定枝、建設混合廃棄物の再資源化を促進する。
2	再生品等の利用促進	再生アスファルト、再生砕石（クラッシャーラン）等の再生品の利用を促進する。

		建設発生土、金属くず等の再生資源の利用を促進する。
3	建設副産物の適正処理及び環境配慮	建設副産物の分別、運搬、処分等に当たっては、関係法令に基づき適正な処理を行うほか、出来る限り環境に配慮する。
4	環境破壊行為の抑制	建設副産物の現場内利用、工事間利用等に当たっては、自然環境の保全や再生に留意するものとする。

(2) 周辺環境対策

	取組の要旨	具体的な行動
1	騒音・振動・排気ガスの抑制	建築工事の施工にあたっては、車両台数の抑制や低騒音・低振動型の建設機械の使用、防音シートの設置などによって、排気ガス、騒音、振動の抑制に努める。
2	汚染土壌及び有害化学物質等の適正処理	汚染土壌や有害物質等(アスベスト建材、フロン、PCB)が確認された場合は、関係法令を遵守して適正な運搬、保管及び処理に努める。
3	大気環境の保全	消火設備の整備にあたっては、ハロン消火設備は使用しない。 空調設備の整備にあたっては、地球温暖化の防止に配慮した設備機器を導入する。

(3) 自然環境の保全の取組

	取組の要旨	具体的な行動
1	環境との調和	施設の整備にあたっては、自然環境や景観との調和に配慮する。 生物のための水場の設置などに配慮し、ビオトープの創出を推進する。
2	区有施設等のグリーンインフラ整備	今あるみどりを保全し、屋上・壁面緑化等の花とみどりの創出により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。 生態系に配慮したみどりの創出を促進する。
3	雨水利用の促進	施設の規模・用途に応じて雨水貯留槽、雨水利用設備、雨水浸透施設、透水性舗装等を導入する。 道路の整備にあたっては、透水性舗装、保水性舗装を推進し、雨水の地下浸透の促進及びヒートアイランド現象の抑制に努める。

(4) 省資源・省エネルギーに関する取組

	取組の要旨	具体的な行動
1	省エネルギー型建築の推進	外気の活用・遮断が可能な建具や断熱材の採用等により、施設の断熱性能の向上を図る。

		施設の整備・改修にあたっては、省エネルギー型の設備機器を導入し、省電力化を進める。
2	自然エネルギー等を活用した設備の導入	建物に対する日射の影響を緩和し、断熱性能を向上させるため、屋上緑化や壁面緑化を活用する。 施設の整備にあたっては、用途・規模・立地条件等を考慮して、トップライトの採用や自然採光、自然通風の利用に配慮する。 施設の規模・用途に応じて、太陽光等の自然エネルギーを活用する。
3	省電力型照明の導入	区有施設（街路灯等インフラ施設を含む）の照明器具は、温室効果ガス排出量の少ないLED等の省電力型照明を導入する。
4	節水器具等の導入	施設の水道、トイレ等への自動水栓、感知式洗浄弁、節水コマ、擬音装置等の導入を進める。
5	水の有効利用 (中水利用)	施設からの排水の再利用を規模・用途に応じて検討する。(トイレ、散水等)

(5) 環境物品等の調達の推進

	取組の要旨	具体的な行動
1	グリーン購入法に基づく調達	公共工事における建設資材等の調達については、同法に基づく建設グリーン調達を推進する。
2	都内産の資材の利用	多摩産の木材や都内で発生する廃棄物などから製造される資材等の利用を推進し、建設資源の循環、森林の育成、自然環境の保全等を図る。
3	省エネルギー資材等の推進	最高水準等の省エネルギー性能を有する、又は再生可能エネルギーを利活用・創出する資材、建設機械の使用、工法等を推進し、温室効果ガス排出量の削減を図る。
4	環境配慮型型枠の使用の推進	生コンクリートを使用する工事における型枠材他各種建材の使用については、環境配慮型型枠の使用に努める。

4 公共施設整備に係る環境配慮行動

令和5年3月に改定した台東区公共施設保全計画の基本方針において、「環境負荷の低減のための省エネルギー対応型の設備機器の導入などによるランニングコストの削減」を定めた。今後とも、施設の整備にあたっては、各種の環境施策を反映した環境配慮型の施設づくりを積極的に推進し、建築物のライフサイクル全体に渡り、環境対策に取り組んでいくこととする。

具体的には、以下のとおり、環境負荷低減技術として基本的な技術を示すとともに、建築物の用途及び規模ごとに導入を検討し、この技術を新築及び大規模改修に適用し（改修においても積極的に取り入れる）、環境配慮型の施設整備を目指す。

(1) 基本的な導入技術

① 建築物の熱負荷の低減

・開口部の断熱

窓ガラスに複層ガラス (Low-E) や気密性の高いサッシを採用することで、窓からの熱の出入りを遮り空調負荷を低減する。トップライトや直射日光の当たるガラス面に遮熱フィルムを設置することも有効となる。

・屋上断熱、外壁断熱

屋根・外壁の断熱を行うことで熱の出入りを低減し空調負荷を低減する。

・日射遮へい

庇や外ブラインド等の日射を遮る手法により熱の出入りを低減し、空調負荷を低減する。

② 省エネルギーシステム

・照明設備の高効率化

照明設備は、長寿命で消費電力が小さなLED等に交換し、エネルギー消費量を削減する。

・人感センサーによる照明制御

不必要な点灯を防止する人感センサーを導入し、エネルギー消費量を削減する。

・空調設備の高効率化

古い空調機を最新型の空調機に更新することで、エネルギー消費量を大幅に削減する。

・節水型器具

1 回の水使用量が多い洋風大便器を洗浄量の少ない便器に更新し、水使用量の削減を行う。また、自動水栓等を採用することで水使用量の削減を行う。

③ 再生可能エネルギーの利用

・太陽光等

太陽光発電設備や太陽熱利用設備を設置し、自然エネルギーを有効的に利用することで、環境負荷の低減を図る。併せて、薄型軽量等の新技術や蓄電池、また風力発電設備等の導入を検討し、更なる省エネ化を推進する。

④ その他

・木材の活用

「台東区建築物等における木材利用の促進に関する方針」に基づき、環境負荷の低減と人体への安全性、快適性に配慮し、木材を有効活用する。

・緑化の推進

断熱効果・日射を遮る効果のある屋上緑化・壁面緑化を推進し、空調負荷の低

減につなげる。

- ・自然採光

開口部や庇の形状への配慮により、照明負荷の低減を図る。

- ・自然換気

建築物の向き・形状を考慮した開口部の配慮により、自然通風を確保し、空調負荷の低減を図る。

- ・水素利用技術を活用した環境負荷の低減

利用時に水しか排出しない水素利用技術（業務用燃料電池等）を採用することにより、環境負荷の低減を図る。

(2) 新築、改修別の導入基準

建築物の新築と改修規模別に、4段階の優先順位を付け導入基準を分類する。

- ・原則的に導入する技術（◎）
- ・効果の高いものから優先して導入する技術（○）
- ・導入の可能性について検討する技術（△）
- ・対象外とする技術（－）

		新築（増築・改築を含む）	全面改修・全面更新（大規模改修工事）	部分改修（設備更新含む）
建築物の熱負荷の低減	開口部（複層ガラス、気密、サッシ）	◎	○	△
	断熱（外壁断熱、屋根断熱）	◎	◎	△
	日射遮へい（庇、ルーバー）	○	△	△
省エネルギーシステム	高効率照明（LED等）	◎	◎	◎
	高効率空調機（EHP等）	○	△	△
	節水型器具（節水型便器、自動水栓）	◎	◎	◎
	照明制御（人感センサー）	◎	◎	○
再生可能エネルギーの利用	太陽光発電設備等	◎	◎	－
その他	木材利用（内装等）	◎	◎	△

	緑化（屋上、壁面）	◎	◎	△
	自然採光（開口部や庇の形状への配慮）	◎	△	—
	自然換気（建築物の向き・形状を考慮した開口部の配慮）	◎	—	—
	水素利用技術	○	△	—

5 その他の取組

（1）施設保全にかかる環境配慮情報の共有化等

区有施設の計画的かつ効率的な保全について検討を行う「施設保全連絡協議会」において、環境配慮型設備・機器についての動向や、各施設の導入状況などについて情報の共有化を図る。

（2）新築・大規模改修におけるCO₂の削減

区有施設の新築（増築・改築を含む）及び大規模改修を行うときは、設計段階において、新築等によりCO₂をどの程度削減できるか、施設課、環境課、財政課及び関係課で検討を行う。

また、環境マネジメントシステムについて検討を行う「環境まちづくり推進会議」において、その点検・評価を行うなど、区有施設の地球温暖化対策を推進する。

なお、検討にあたっては、本区では「ZEB Ready（※）」以上に相当する水準を目指すこととする。

※省エネにより、従来の建物で必要なエネルギーを50%以下まで削減すること。

（3）低炭素電気等の導入検討【新規】

電気やガスを購入する際は、排出係数のより低い電気の調達やカーボン・オフセットの仕組みを活用したクレジット付都市ガスの導入を検討する。

（4）カーボン・オフセットによる脱炭素化の推進【新規】

他自治体と連携し森林整備に取り組むことで、カーボン・オフセットによる温室効果ガスの相殺を行い、脱炭素化を推進する。

第6章 計画の進行管理

1 推進体制

計画の推進にあたっては、環境まちづくり推進会議において、P（Plan：計画）→D（Do：実施）→C（Check：評価）→A（Action：改善）のサイクルで継続的な改善を進めていく。

2 進捗の管理・点検・評価

実行計画目標の達成状況については、推進責任者が定期的に点検・評価を行う。また、各所属におけるエネルギー使用量等の削減効果を検証するため、内部環境監査を実施し、評価を行う。

更に、本計画の取組を実行性のあるものとするため、環境マネジメントシステム（T-EMS）と連動させ、内部監査を通して進捗を管理するとともに、環境まちづくり推進会議において点検・評価するものとする。

3 点検結果の公表

点検結果の公表は、計画の内容をあらためて全職員に周知し、その後の取組の徹底につなげるとともに、所属する組織や施設等の状況を知らせることによって、より積極的な環境配慮行動を喚起する。

また、行政の取組を公表することで、区民・業者に対しても、環境配慮に向けた一層の取組を促すことが期待される。

(1) 公表の時期と方法

- ・点検・評価の実施後、速やかにホームページ等により公表

(2) 公表内容

- ・温対法第20条の3に基づく温室効果ガスの総排出量に関する目標の達成状況
- ・環境配慮行動の推進にかかる取組状況

4 職員への普及啓発

実行計画に掲げられた取組を実践するのは、一人ひとりの職員である。

目標の達成には、職員の意識が重要な鍵となることから、下記により各職員の意識の向上を図る。

(1) 研修

職員を対象とした環境配慮行動に関する講習や環境マネジメントの研修を、環境マネジメントシステムの運用と連携させながら実施していく。

(2) 情報提供

各職場における環境配慮行動を促進し、本実行計画をより効果的に推進することができるよう、環境関連情報の提供に努める。

参考資料

【資料1】台東環境マネジメントシステム（T-EMS）環境方針

本区では、事務事業を推進していく中で、温室効果ガス排出量を削減していくために、平成23年2月に策定した台東環境マネジメントシステム（T-EMS）に基づき取り組んでいる。

（基本理念）

台東区は、上野公園や隅田川などの自然環境に恵まれ、多様な産業や観光、伝統と歴史に育まれた文化など、多彩な魅力に溢れた街を形成しています。

今日、温室効果ガスの排出に伴う地球温暖化等の環境問題は、地域や国を越えた地球規模のものとなり、持続可能な社会の構築に向けて、循環型社会の形成や低炭素社会に向けた取組を推進していく必要があります。

台東区では、緑と水辺のうるおいのある自然環境、健康で快適な生活環境など、次の世代に引き継ぐ持続可能な「環境都市たいとう」を目指すとともに、自ら事務事業における環境に配慮した行動を率先して行います。

そのためのしくみとして、「台東環境マネジメントシステム（T-EMS）」を構築し、職員一人ひとりが着実に環境配慮の取組を実践します。

（基本方針）

1 区の事務事業の実施について、総合的マネジメントにより環境負荷の低減に努めます。

- ・環境負荷の低減に努め、エネルギー消費量を抑制します
- ・廃棄物減量とリサイクルを徹底します
- ・庁有車の低公害・低燃費化を進めます
- ・環境関係法令等を遵守します

2 今ある緑や環境資源を活かし、よりよい環境の創造に努めます。

- ・人と自然環境が共生する都市の実現を目指します
- ・循環型社会の形成に努めます
- ・公害から区民の健康と生活環境を守ります

3 台東環境マネジメントシステムを確立し継続的に環境の改善を図ります。

- ・目標達成に向け、PDCAサイクルによる継続的改善を行います
- ・環境方針を全職員に周知徹底し、全庁的に環境マネジメントシステムを推進します
- ・環境方針・取組成果は、広報やホームページ等で公表します

【資料2】対象施設一覧

分類	施設数	名称	
区民館等集会施設	16	台東1丁目区民館	東上野区民館
		上野区民館	入谷区民館
		入谷区民館根岸分館	金杉区民館
		金杉区民館下谷分館	浅草橋区民館
		寿区民館	雷門区民館
		馬道区民館	清川区民館
		台東区民会館	浅草公会堂
		谷中防災コミュニティセンター	上野桜木会館
学校教育施設	36	上野小学校	平成小学校
		根岸小学校	東泉小学校
		忍岡小学校	谷中小学校
		金曾木小学校	黒門小学校
		大正小学校	浅草小学校
		台東育英小学校	蔵前小学校
		東浅草小学校	富士小学校
		松葉小学校	千束小学校
		石浜小学校	田原小学校
		金竜小学校	御徒町台東中学校
		柏葉中学校	上野中学校
		忍岡中学校	浅草中学校
		桜橋中学校	駒形中学校
		根岸幼稚園	竹町幼稚園
		大正幼稚園	清島幼稚園
		富士幼稚園	千束幼稚園
		金竜幼稚園	田原幼稚園
		台桜幼稚園	育英幼稚園
社会福祉施設	3	台東区社会福祉事業団事務局	シルバー人材センター
		台東区社会福祉協議会事務局	
高齢者福祉施設	11	特別養護老人ホーム浅草	特別養護老人ホーム千束
		特別養護老人ホーム谷中	特別養護老人ホーム三ノ輪
		たなかデイホーム	特別養護老人ホーム蔵前
		特別養護老人ホーム台東	ケアハウス松が谷
		老人福祉センター	橋場老人福祉館
		三筋老人福祉館	
障害者福祉施設	3	つばき福祉工房	フロム千束
		松が谷福祉会館	

子育て支援施設	4 4	日本堤子ども家庭支援センター	台東子ども家庭支援センター
		寿子ども家庭支援センター	日本堤子ども家庭支援センター谷中分室
		坂本保育園	玉姫保育園
		谷中保育園	千束保育園
		浅草橋保育園	台東保育園
		三筋保育園	待乳保育園
		東上野保育園	松が谷保育園
		東上野乳児保育園	根岸定期利用保育室
		一時保育室あさくさばし	石浜橋場こども園
		ことぶきこども園	たいとうこども園
		千束児童館・こどもクラブ	東泉こどもクラブ
		玉姫児童館・こどもクラブ	東浅草こどもクラブ
		竹町こどもクラブ	池之端児童館・こどもクラブ
		谷中児童館・こどもクラブ	松が谷児童館・こどもクラブ
		下谷こどもクラブ	松葉こどもクラブ
		浅草こどもクラブ	寿児童館・こどもクラブ
		浅草橋こどもクラブ	竜泉こどもクラブ
		千束小学校こどもクラブ	富士こどもクラブ
		北上野こどもクラブ	田原こどもクラブ
		金竜こどもクラブ	今戸児童館・こどもクラブ
台東児童館	石浜こどもクラブ		
蔵前こどもクラブ	根岸こどもクラブ		
生涯学習 ・社会教育施設	1 1	中央図書館	根岸図書館
		石浜図書館(石浜橋場こども園東園含む)	教育支援館
		霧ヶ峰学園	社会教育センター・清島温水プール
		千束社会教育館	小島社会教育館
		根岸社会教育館	今戸社会教育館
		生涯学習センター	
体育施設	3	台東リバーサイドスポーツセンター	たなか多目的センター
		柳北スポーツプラザ	
保健・医療施設	6	台東保健所	台東病院・老人保健施設千束
		上野健康増進センター	千束健康増進センター
		検査センター	浅草保健相談センター
文化・産業 ・観光施設	1 4	浅草文化観光センター	江戸たいとう伝統工芸館
		台東区芸術文化財団事務局	朝倉彫塑館
		朝倉収蔵庫	下町風俗資料館
		下町風俗資料館付設展示場	一葉記念館

		奏楽堂	書道博物館
		産業振興事業団事務局	産業研修センター
		中小企業振興センター(デザイナーズビレッジ含む)	たなか舞台芸術スタジオ
環境・清掃関連施設	5	台東清掃事務所	台東清掃事務所北上野分室
		清川清掃車庫	環境ふれあい館
		ストックヤード	
土木施設・駐車場	9	土木事務所	公園管理事務所
		今戸観光センター駐車場	雷門地下駐車場
		上野地下駐車場	駒形倉庫
		街路灯・土木倉庫等	公衆トイレ
		公園・児童遊園	
庁舎等	12	庁舎	西部区民事務所
		南部区民事務所	北部区民事務所
		西部区民事務所谷中分室	北部区民事務所清川分室
		台東地区センター	東上野地区センター
		上野地区センター	入谷地区センター
		浅草橋地区センター	雷門地区センター
計	173		

- ・分類・施設数等は、「エネルギー情報管理システム」上の分類・施設数等であり、実際の施設数と差異がある。(例：複合施設、電気料金等メーターの設置状況による差異)
- ・対象施設には、指定管理施設・外郭団体を含めている。
- ・区有施設であっても、区の事務事業でないものは除く。

台東区区有施設地球温暖化対策推進実行計画
(第六次計画)

令和 6 年 3 月 発行
(令和 5 年度登録第 7 0 号)

台東区環境清掃部環境課

〒110-8615 東京都台東区東上野 4 丁目 5 番 6 号
電話 03-5246-1284 (直通)